

おうみはちまん生業・交流のいえについて

おうみはちまん生業・交流のいえは、起業家や起業を志す方がチャレンジする場として、トライアルショップなどの取組に活用できるほか、大学や市民などによる多世代・多分野の交流にもご利用いただけます。

場 所 近江八幡市多賀町758番地

使用時間 午前9時から午後9時まで（準備・後片付け時間を含む）

申し込み 6ヶ月前から5日前までに使用許可申請書を商工振興課に提出し、許可書の発行を受けてください。

※空き状況の確認は商工振興課(TEL 0748-36-5517)までお問い合わせください。

使 用 料 以下のとおり。 (消費税込)

名 称	区 分	昼間使用	夜間使用
		午前9時～午後5時	午後5時以降
土間1 (店舗1)	平 日	1,300円	200円
	土・日・休日	1,950円	300円
土間2 (店舗2)	平 日	950円	140円
	土・日・休日	1,420円	210円
土間3 (店舗3)	平 日	1,590円	240円
	土・日・休日	2,380円	360円
和 室	平 日	300円	370円
	土・日・休日	450円	550円

- ◆ 網掛け部分は1時間あたりの単価。その他は、1枠の単価。
- ◆ 冷暖房を使用する場合は、当該使用料の3割相当の額を加算する。
- ◆ 以下の場合は、当該使用料の5割相当の額を加算する。
 - ① 入場料その他これに類する料金を徴収する場合
 - ② 販売行為等を行う場合

(10円未満の端数は切り捨て)

- 使用後のレイアウトは原状復帰してください。
- 会場使用時に出たごみ等は、原則各自お持ち帰りください。

減 免 使用許可申請書の提出の際に、減免申請書を提出する。減免基準は以下のとおり。

- ① 市が主催し、若しくは委託する行事等のために使用する場合
 - ・基本使用料の100分の100に相当する額
- ② 市が共催する行事等のために使用する場合
 - ・基本使用料の100分の50に相当する額
- ③ 学校教育法第1条でさだめる学校が自ら使用する場合で、その目的が公益又は教育のためと認めることができるとき
 - ・基本使用料の100分の50に相当する額

使用者の遵守事項 以下の9項目について遵守

- ① 許可された施設、附属設備等以外のものを使用しないこと。
- ② 許可なくして火気を使用しないこと。
- ③ 許可なくして建物等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- ④ 許可なくして物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- ⑤ 許可なくして飲食及び喫煙をしないこと。
- ⑥ 危険物、動物類（身体障害者補助検討を除く。）又は不潔物を持ち込まないこと。
- ⑦ 騒音、怒号等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ⑧ 申請者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は販売行為等を行う場合は、その徴収した金額を報告すること。
- ⑨ その他、係員の指示に従うこと。

周辺地図

